

グーグル（アンドロイド）事件（公正取引委員会排除措置命令）

【文献種別】 排除処置命令／公正取引委員会
【裁判年月日】 令和7年4月15日
【事件番号】 令和7年（措）第5号
【事件名】 Google LLC に対する件
【裁判結果】 排除措置命令
【参照法令】 独占禁止法19条、一般指定12項
【掲載誌】 公取委ウェブサイト

京都大学教授 和久井理子

事実の概要

Android スマホの利用者が、アプリケーション・ソフトウェア（アプリ）をダウンロードするには、ストアアプリを用いることが一般的である。Android スマホの利用者は、ストアアプリ中、Google Play アプリを最も多く利用している。Android スマホの購入後に利用者が Google Play アプリを入手・搭載する手段は提供されておらず、Android スマホ製造業者は、Android スマホに、Google Play アプリを初期搭載する必要がある。そして、このためには、Android スマホ製造業者は、Google 又はその子会社（以下、「Google 等」）との間で「Mobile Application Distribution Agreement」という契約（以下、「本件契約」）を締結して許諾を受ける必要がある。

Google は、①本件契約による許諾に併せて、(i) Google 検索アプリの初期搭載、及び、そのウィジェット・アイコンの初期ホーム画面への配置、並びに、(ii) Google が提供する Chrome ブラウザの初期搭載、そのアイコンの初期ホーム画面への配置、及び、Chrome ブラウザの検索機能に係る設定を Google の検索機能が設定された状態から変更しないことを求めた。また、② Google 等は、本件契約の対象となる Android スマホ（以下、「特定スマホ」）製造業者又は移動体通信事業者との間で、一定の条件を満たした場合に、検索役務に係る検索広告による収益の一部を支払うこととする収益分配契約も締結した。当該契約による金銭支払いの条件には、(i) 他の検索事業者の検索機能を実装したり利用者に紹介・提案

等したりしないこと、(ii) 全ての検索機能について Google の検索役務を利用するようにすること、(iii) Google の検索ウィジェットを初期ホーム画面に配置すること、(iv) 既定ブラウザを Chrome ブラウザとし、その設定を Google の検索機能が選択された状態から変更したり、利用者にそのような変更を提案等しないこと、(v) 搭載するブラウザの検索設定を、Google の検索役務を利用し又は移動通信事業者のホームページを指定する設定とすることの全部又は一部が含まれていた。これらの行為によって、Google は、特定 Android スマホ製造業者及び収益分配契約を締結する特定移動通信事業者に対して、特定 Android スマホに他の検索事業者の検索機能を実装させないようにした。

特定 Android スマホ製造業者6社が Google と本件契約を締結していた。この結果、日本で販売されている Android スマホの少なくとも8割において、Google 検索アプリ及び Chrome ブラウザが初期搭載され、それらのアイコン又はウィジェットが初期ホーム画面に配置され、Chrome ブラウザではブラウザの検索設定において Google の検索機能が選択されていた。

また、収益分配契約は、特定 Android スマホ製造業者4社及び移動体通信事業者1社の間で締結されており、令和6年7月において日本で利用される特定 Android スマホの過半について、Google からの支払いが行われていた。

なお、Android スマホに検索機能を実装する方法には、ホーム画面等への検索ウィジェット・アプリアイコンの配置、ブラウザの検索設定（ブラ

ウザのアドレスバーの検索窓、ブラウザ起動時・新規タブ立上げ時に開かれるページの指定)において特定の検索機能を選択する方法等がある。Android スマホへの検索機能の利用も、これらを通じて行われることが多い。検索役務の提供に係る事業を行う上では、自社の検索機能が実装された状態で Android スマホが販売されることが重要である。

Android スマホに初期搭載されるアプリやアイコン等の画面上の配置は、移動体通信業者を介して販売されるスマホについては通信事業者とスマホ製造業者間の協議を経て決定され、スマホ製造業者が利用者に直接、販売されるスマホについては当該製造業者が決定する。

Android スマホ製造業者及び移動体通信事業者は、利用者が検索を迅速・容易に利用できるように検索機能を実装した状態で Android スマホを販売している。ただ、製造業者・移動体通信事業者は、複数の検索アプリ・ブラウザのスマホへの初期搭載、及び、複数の検索アプリのアイコン・ウィジェット又はブラウザ・アイコンの初期ホーム画面等への配置は、利用者の利便性の低下につながる可能性があるとの認識の下、原則として避けることとしている。また、Chrome ブラウザのアドレスバーの検索窓、ブラウザ起動時、新規タブ立上げ時に開かれるページの指定等について行うことができる検索機能等の設定は、それぞれ1つずつである。

法令の適用 (要旨)

Google は、前記①・②の条件を付けて検索機能の実装に係る取引を行うことにより、特定スマホ製造業者及び特定移動体通信事業者に対し、他の検索事業者の検索機能を特定スマホに実装させないようにしているものであり、この行為は、一般指定 12 項に該当し、独禁法 19 条に違反する。

排除措置命令の概要

前記①・②の行為の取りやめ、及び、将来このような行為を行わないことの業務執行の決定機関における決議、ならびに、これらの措置をとったことの特定制造業者らへの通知及び Google 内での周知徹底が命じられた。

また、Android スマホの製造・販売を行う事

業者に対し検索機能の実装に係る取引に当たり、(A) Google Play アプリの初期搭載の許諾に併せて前記①・②の実施を求めること、又は、(B) 金銭その他の経済上の利益を提供する条件として、(B 1) 前記②(i)・(ii)の実施を求め、若しくは、(B 2) 前記①(ii)、②(iii)・(iv)、Google 検索アプリの初期搭載とアイコンの初期ホーム画面の配置、Chrome ブラウザの検索設定を Google の検索役務を利用し若しくは移動体通信事業者のホームページを指定する設定とすること、又は、Chrome ブラウザ以外のブラウザについてブラウザの検索設定を Google の検索役務を利用し若しくは移動体通信事業者のホームページを指定する設定とすることと同様の事項を複数併せて実施することを求めることを行うことが禁じられた。

さらに、Google の役員・従業員に対する独禁法に係る定期的研修・監査、及び、これら措置の履行について独立した第三者を選定して 5 年間履行状況を監視させることが命じられた。

解説

一 本件の特徴

2010 年 頃 から、Google、Apple、Meta、Amazon 等のいわゆるビッグテックによる市場支配が懸念されるようになり、公正取引委員会(公取委)も様々な対応を行ってきた¹⁾。本件排除措置命令は、公取委がビッグテックに対して初めて出した命令である²⁾。

検索サービスの分野で Google は、支配的地位を有してきた。モバイル端末におけるオンライン検索サービスのシェアは、2023 年 5 月時、Google が約 80.7%、Yahoo! が約 17.8% のシェアを占めていた³⁾。本件では、そのような地位をもつ Google が、ライバルの検索機能が利用されないようにする行為が問題となった。

本件で独禁法違反とされたのは、① Android スマホ製造業者であって、Google のストアアプリをスマホに搭載する者に対して、Google 検索機能も実装すること等を要求するとともに、②このような製造業者及び移動体通信事業者に対して、他の事業者の検索機能が実装されないようにすること等を条件として収益分配していた行為である。かような行為が不当な手段により競争を排除

し、Google の地位を維持・強化するものであって、独禁法上、許されないものであることは自明だと思われる。ただ、収益分配契約のように利益提供を手段として拘束したことは特徴的ではある。また、公取委の本件における措置は全体として、利用者は初期搭載・初期ホーム画面上で表示されているアプリを使い続けるものだという、近年、行動経済学による解明が進む行動特性を踏まえているとみられ、この点でも注目される。

二 違反行為とその効果

1 違反行為①

Android スマホ利用者が Google のアプリストアを最も多く用いていることから、Android スマホ製造業者にとって、Google のアプリストアのスマホへの搭載は不可欠だっただろう。このような中で、Google の検索アプリ等の初期搭載等をライセンスの条件とすれば、抱き合わせ販売と同様の機序で、競合する検索機能を排除して、市場を閉鎖する効果が生じる。

この点について、Google の検索機能のみならず、ライバルの検索機能についても初期搭載等して利用されるようになっていけば市場閉鎖は起こらない可能性はあるが、**事実の概要**で述べた通り、スマホ製造業者は複数の検索アプリ等の初期ホーム画面等への配置は行っていなかった。検索機能実装の重要な方法であるブラウザについても、各々の検索機能に設定できる検索役務は 1 である中、Google は、Google 検索のみが設定された Chrome を初期搭載させていた。

このような事情に加えて、日本で利用されるスマホの半数以上が Android スマホであり（モバイル・エコシステム最終報告書）、そうでないスマホである Apple のスマホ（iPhone）でも Google の検索がデフォルトとして設定されてきたこと（同）、利用者は初期搭載されるなどしてデフォルト設定された検索役務を利用する傾向がある上に、Google 自身の行為でデフォルト設定の変更が妨げられきたこと（同）も考えあわせると、違反行為①は、強い市場閉鎖効果をもったと考えられる。

2 違反行為②

前記の収益分配契約は、違反行為①の拘束を受けたスマホ製造業者の一部及び移動体通信事業者に対して行われた。違反行為②により、Google は、

初期搭載・初期設定の決定に関わる移動体通信事業者に対しても拘束をした。また、内容も、ライバル検索機能の実装等を禁じること等であり、違反行為①により生じる市場閉鎖効果を維持・強化するものだった。

三 競争の場（市場）

一般指定 12 項上の不当性は、自由競争減殺の観点からの公正競争阻害性をもつことを意味する。この有無は原則として個別的に検討されるが、この際、一定の取引分野（市場）を画定することは、必要ではない。19 条による規制の趣旨は、市場支配力の形成、維持、強化が生じる萌芽の段階において規制を行うことでこれを防止することにもあるのであるから、厳密な市場画定は不要はずだ。もっとも、行為の影響が及ぶ範囲ないし競争の場を明らかにすると、解明を行いやすくはなる。

本件において、このような意味での市場として何が想定されていたのかは、明らかではない。Android スマホ向け検索機能の提供をめぐる競争が想定されているとすれば、ここで競争を減少させても他のスマホや PC 向け検索機能との競争があるから自由競争減殺はないという議論がありそうである。競争をどの段階でとらえるか——スマホへの実装か、スマホ利用者による検索機能の利用か——についても、議論はありうる。もっとも、いかに市場を画定しても Google が圧倒的地位を占めているのだとすれば、市場の広狭等は結論に影響を与えない。

四 収益分配契約の独禁法上の評価

本件では、競合する検索機能を実装させないようとする拘束が、収益分配という利益提供により行われた。

ライバルとの取引や競合商品の取扱いを制限する内容の拘束が行われ、それが市場閉鎖効果をもつのであれば、そのような拘束の実効性確保が、経済的不利益により行われようと、利益提供により行われようと、独禁法上の評価は変わらない。何らかの人為的手段により実効性が確保されていれば、拘束は認められる⁴⁾。このような拘束により独禁法が問題とする被害を受けるのは、排除される競合検索業者と、市場閉鎖が起こった市場で検索役務を選択・利用等する利用者である。拘束を受ける者が利益を受けているか否かは、本質的

な問題ではない。

他方で、Google の検索に係るアプリ等の初期搭載・初期ホーム画面での設定に対する金銭提供の公正競争阻害性については、議論がありうる。

本件の収益分配契約は、特定スマホ、すなわち本件契約の対象たる Android スマホについてのものに限られていた。本件契約は、前述の通り、市場閉鎖効果をもつものだった。本件収益分配契約は、違反行為①と一体として、競合する検索機能を実装させないようにするものであり、市場閉鎖効果をもったことは明らかだったといえる。

違反行為①が伴わない場合に、又は、一般的に、デフォルト設定等自社製品を有利に扱うことに対して金銭等経済的利益を提供する行為が独禁法上、いかに評価されるのかの問題は、今後の課題として残されたことになる。この問題については、(a) 販売・利用促進の手段として許容されるべき、(b) 通常、許容されるが、他者が同等の販売・利用促進手段をとって対抗できない場合には、この限りでない、(c) 検索役務それ自体の価格・品質・サービスにより競争が行われるべきところ、検索広告で得られた金銭を提供するという手段により他の商品の採用・利用を促すことは許されない、(d) デフォルト設定されることが競争上、重要な影響をもつ場合には許されない、(e) Google のように非常に強い地位をもつに至った事業者が行うことは許されない等、様々な立場がありえよう。一般的に、市場を独占する事業者は、これと競合しようとする参入者には対抗できない大きな額の利益提供を行って自己の独占を維持する誘因・能力をもちうる⁵⁾。参入者が既存の独占者に代わって独占するなら対抗できるが、このような仮定は現実的でないだろう⁶⁾。

五 排除措置命令について

前述の排除措置命令の第1・3段は、とりたてて注目される内容は含まない。19条違反行為に対する排除措置命令として第三者による監査を命じることは、近時、他の事件でも行われている⁷⁾。

第2段の(B2)では、一定の行為の実施要請を複数併せて実施することのみが禁じられていることは注目される。ここに列挙される行為は、単体では閉鎖効果が大きくなく、違反行為を排除するために必要な措置ではないと考えられたのではないかと思われる。

六 スマホ法との関係

2025年12月18日からは、スマホ法⁸⁾が本格施行される。同法12条及び同法施行令4・5条に基づいて、Googleは、アンドロイド上で検索エンジンに関して複数の選択肢を表示する義務、及び、Chromeブラウザの検索機能の設定につき複数の選択肢を表示する義務を負うようになる。

スマホ法は、本件排除措置命令とあいまって、検索役務をめぐる競争を回復することが期待される。

●—注

- 1) Amazon (同等性条項につき報道発表2017年6月1日・同8月15日、ポイント利用規約変更につき報道発表2019年4月11日、納入業者に対する金銭提供要請に係る確約認定2020年9月10日)、Apple (App storeに係る被疑事件処理につき報道発表2023年9月2日)、Google (ヤフーに対する技術提供制限に係る確約認定2024年4月22日)等がある。
- 2) 本件で問題となった行為に対しては、EU等、日本外でも措置がとられている。中島美香「グーグル・アンドロイド事件—スマート・モバイルOSのライセンスと競争法上の問題について—」特許研究71号(2021年)34頁以下等参照。
- 3) 内閣官房「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」2023年6月19日(以下、「モバイル・エコシステム最終報告書」)。
- 4) 公取委「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第1・2(3)・第2・1(2)。
- 5) 川瀬昇「支配的デジタルプラットフォーム事業者の排除行為について」根岸哲ほか『プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築』(商事法務、2023年)57頁以下。
- 6) Google事件での収益分配契約がいかに同等に効率的な検索エンジンの排除に寄与するかの分かりやすい説明に、Cristina Caffarra & Federico Etro, Extension of Its Search Monopoly: The EC Case against Google Android, in John Kwoka, Jr. and others, Antitrust Economics at a Time of Upheaval (2023)がある。
- 7) 有明海漁業協同組合事件・公取委排除措置命令6・5・15等。
- 8) スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律。